改正後

十九　家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による認定及び監督に関すること。

二十～二十四　（略）

附　則

（建政部の所掌事務の特例）

第四条　（略）

2　（略）

（削る）

（削る）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第五条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

十七　家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の規定による認定及び監督に関すること。

十八～五十七　（略）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十七　（略）

十八　家賃債務保証業者の登録並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による認定及び監督に関すること。

十九～二十四　（略）

改正前

十九　家賃債務保証業者の登録に関すること。

二十～二十四　（略）

附　則

（建政部の所掌事務の特例）

第四条　（略）

2　（略）

3　建政部は、第七条各号及び前二項に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

（都市・住宅整備課の所掌事務の特例）

第十三条の二　都市・住宅整備課は、第八十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

（住宅整備課の所掌事務の特例）

第十三条の三　住宅整備課は、第八十六条に規定する事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

改正前

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

十七　家賃債務保証業者の登録に関すること。

十八～五十七　（略）

（都市住宅課の所掌事務）

第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十七　（略）

十八　家賃債務保証業者の登録に関すること。

十九～二十四　（略）